

【参考】富谷市子どもにやさしいまちづくり条例（仮称）素案〔解説〕

※「子どもにやさしい（まちづくり）」、「子どもの権利条約」の固有名詞、「子どもにやさしいまちづくり宣言」及びその内容については漢字の「子ども」と表記し、それ以外は「こども」と表記しています。

前文

『富谷市には 大きい山がない 大きい川にも恵まれない 海にも接していない 豊かにあるのはこどもたちだ この子らをまちの財産にしたい みんなで育てたい』

と、かねてより私たちはこどもを大切な宝として地域で健やかに育こんでいくという思いのもと、平成30年より子どもにやさしいまちづくりを推進してきました。

全てのこどもは、今を生きる、かけがえのないひとりの人間として尊重されるべき大切な存在です。そして、生まれながらにして幸せな人生を送るための様々な権利をもっています。

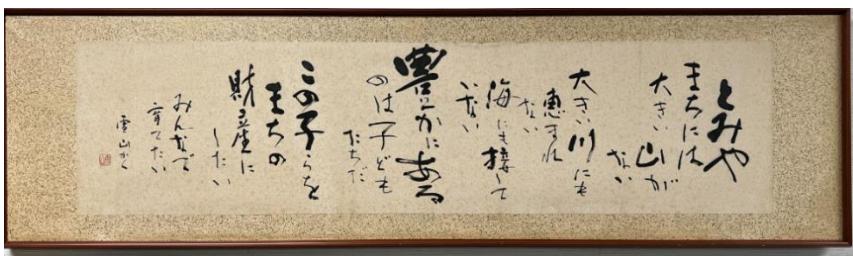
大人もこどもも、一人ひとりの個性や権利が自分にも他の人にもあることを理解し、お互いを大切にすることが大事です。

また、大人はこどもの権利を守るとともに、こどもが挑戦や失敗をくり返し成長していく姿を応援します。そして、地域でこどもを見守るやさしいまちは、こどもはもとより、全ての人にとって心豊かで平和なやさしいまちになります。

富谷市の全てのこどもたちの、生涯にわたる幸福感の向上とこどもたちが郷土を愛し誇れるまちづくりを推進していくために、この条例を制定します。

【解説】

- ・富谷市がこどもを大切な宝として捉えていることのメッセージを伝え、全ての子どもの権利を尊重することや、子どもの生涯にわたる幸せのために、子どもにやさしいまちづくりを推進していくこと、また、子どもにやさしいまちは全ての人にやさしいまちであることを示しています。
- ・冒頭2行『』の条文については市長室に掲げている書で、先々代の町長から受け継がれたものです。この思いを大事に子どもにやさしいまちづくりを進めています。



- ・本市は平成30年11月20日（国連が定める「世界子どもの日」）に富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言を行い、子どもにやさしいまちづくりを推進してきました。
- ・全てのこどもに権利があり、一人ひとりが尊重され、幸せになることが望まれます。

- ・大人もこどもも、自分の個性や権利のみならず、相手の個性や権利を尊重することが重要です。
- ・大人は子どもの権利を守る立場にあります。そのため、子どもが失敗をしてもやり直すことができ、それを糧とし、学び、自己肯定感を高めていけるように失敗と挑戦を温かく見守る姿勢が必要です。そして、多様な経験による成長を応援できる地域であることにより、郷土を愛し、誇りに思う心を育むことにつながり、そのような地域は全ての人にとってやさしいまちになると考えます。
- ・未来ある全ての子どもたちの幸せを願い、地域とともに子どもにやさしいまちづくりを展開していくために条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)及び子ども基本法(令和4年法律第77号)の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することにより、子どもが生涯にわたり希望を持ち他者を思いやる心を育みながら幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

【解説】

- ・この条文では、条例の目的を規定するものです。
- ・この条例における子どもの権利の考え方は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に基づいています。
- ・本市では、平成30年11月に「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を実施し、子どもの幸せのために全庁挙げて子どもにやさしいまちづくりに取り組んできましたが、子どもに関わる全ての人々とともに地域全体で、子どもの権利を理解し、子どもにやさしいまちづくりをより一層推進していくため、条例を制定します。
- ・子どもにやさしいまちづくりの推進により、子どもの権利を大事にしていくことや子どもの意見の尊重等による自己効力感が向上し、心が育まれ、幸せに暮らすことにつながると考えます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子どもにやさしいまちづくり 子どもの権利条約に基づき子どもの権利を尊重し、子ども・子育て支援に富谷市全体で取り組むまちづくりをいいます。
- (2) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者及び祖父母や里親その他こどもを養育する者をいいます。
- (4) こどもが育ち学ぶ施設及び団体 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他こどもが育ち学ぶことを目的として利用又は活動する施設及び団体をいいます。
- (5) 地域住民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

【解説】

- ・この条例に定められている用語の意味を明らかにしている条文です。

- (1) 「子どもにやさしいまちづくり」とは、市役所のみならず、市民、子どもの所属機関、地域、企業等が子どもの権利条約に基づき子どもの権利を尊重し、子どもにとって最もよいことを念頭に取り組むまちづくりを表します。
- (2) 「こども」とは、年齢に限らず、心身の発達の途中にある者をいいます。
- (3) 「保護者」とは、親、祖父母、里親、その他親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (4) 「こどもが育ち学ぶ施設及び団体」とは、主に、保育所、幼保連携型認定こども園、児童クラブ、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、幼稚園、小中学校、高等学校、図書館、公民館などの施設やスポーツ等の活動を行う団体を表します。
- (5) 「地域住民」とは、富谷市に在住、在学、在勤する者で、市内で市民活動を行う団体を含みます。
- (6) 「事業者」とは、市内に事務所又は事業所、店舗が所在する全ての事業所を表します。

(基本理念)

第3条 子どもの権利条約に基づき、次の各号を基本理念とし推進します。

- (1) 子どもが大切に育てられ健やかに成長できること
- (2) 子どもが安心安全に暮らすことができること
- (3) 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べること
- (4) 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できること
- (5) 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと

【解説】

- ・この条例を定めるにあたっての基本的な理念についての条文です。
- ・本市は子どもの権利条約に基づき、平成30年11月20日に「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行い、その内容に沿って、子どもにやさしいまちづくりの取組を進めてきました。そのため、この宣言内容を引き続き、基本的な理念として掲げることとします。

第2章 子どもの権利の推進

(子どもの権利)

第4条 こどもは、子どもの権利条約に定められた子どもの権利が尊重され、一人の人間として、一人ひとりの成長や発達段階、個性等も踏まえて健やかに生き育つことが保障されます。

2 子どもの権利は、こどもが成長発達するために必要不可欠なものであり、義務や責任の対価として与えられるものではなく、子どもの権利に対して義務や責任を負うのは大人です。

【解説】

- ・子どもの権利についての条文です。
- ・子どもの権利条約は、1989年11月20日に国連総会において採択された、世界中全ての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。こどもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であるため、こどもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めています。また、保護や配慮が必要な子どもの権利も定めています。そして、どんな境遇や特性があってもひとりひとりが尊重され、大事に育てられることが重要です。
- ・こどもは「権利の保有者」であります、それを守るのは大人であり、子どもの権利に対しての義務や責任は大人にあることを表します。

(子どもの権利条約の4つの原則)

第5条 こどもの権利を保障するにあたっては、次の各号で定める4つの原則を守り推進していくこととします。

(1) 命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、持つて生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

(2) こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

(3) こどもが意味のある参加ができること

こどもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人は、その意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(4) 差別のないこと

全ての子どもは、こども自身や親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況等どんな理由でも差別されず、子どもの権利条約の定める全ての権利が保障されます。

【解説】

- ・子どもの権利条約の4つの原則を示す条文です。
- ・子どもの権利条約の基本的な考え方を示しています。あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切な「原則」であるとされています。これらの原則は、こどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

(参考)こども基本法における基本理念

- ①全ての子どもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全ての子どもについて、適切に養育されること・生活を保障されること、愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤子どもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難な子どもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(子どもの権利の普及)

第6条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者が学び、理解するために周知し、その普及に努めます。

【解説】

- ・子ども自身が子どもに権利があることを知り、互いに権利を持った、尊重すべき存在であること、また、子どもが健やかに大事にされ成長するうえで、子どもには大人と同じように権利(人権)があることを周りの全ての大人が理解し関わっていくことが重要であり、それが子どもにやさしいまちづくりにつながっていくと考えられることから、市が子どもの権利の普及に努めていくことを表します。

(子どもの権利が侵害されている状態からの救済)

第7条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもへのいじめ、虐待や暴力等による子どもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、協力及び連携のもと、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めます。

2 市は、子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他必要な取組を行うよう努めます。

【解説】

- ・子どもに関わる全ての大人が子どもの権利を尊重しなければならないことから、権利侵害があった場合には、大人はそこから救済する必要があることを表します。
- ・市は、子どもが不利益な立場に置かれている状況から適切かつ迅速に脱するために、その体制整備に努めることを表します。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもの権利を理解し、子どもの最善の利益を考え、必要とする関係機関と連携及び協力し、子どもにやさしいまちづくりを推進するよう努めます。

【解説】

- ・子どもにやさしいまちづくりを推進するためには、市のみならず、子どもに関わる全ての人が、子ども一人ひとりに権利があること、また、その内容を理解することが大事です。子どもにとって最もよいことを念頭に、市や保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民、事業者が連携協力し、子どもにやさしいまちづくりを展開していくように努めることを表します。

(子どもの育ちの支援)

第9条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため連携及び協働し、子どもが安全で良好な環境のもと、心身の健康の維持及び増進を図るよう努めます。

【解説】

- ・基本理念第3条第1項の「子どもが大切に育てられ健やかに成長できること」に対する具体的取組内容を表します。
- ・子どもに関わる全ての人が、子どもが安全かつ衛生的で良好な環境のもと、衣食住が満たされ、定期的な健診により疾病の予防や早期発見等につなげることや精神的な安定が保たれることで、身体的及び精神的な健康の維持及び増進が図られるよう努めることを表します。

(特別な配慮を必要とすることもと家庭への支援)

第10条 市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、障がいのある子ども、経済的に困難な家庭の子ども、虐待を受けた子どもその他特別な配慮やニーズがあると考えられる子どもとその家庭に配慮し、関係機関と連携を図りながら適切な支援に努めます。

【解説】

- ・基本理念第3条第1項の「子どもが大切に育てられ健やかに成長できること」に対する具体的取組内容を表します。
- ・どんな境遇や環境に置かれた子どもも大事にされ、幸せを感じて育つことができるよう、特別な配慮やニーズがあると考えられる子どもとその家庭への適切な支援に努めることを表します。

(子どもが安全・安心に暮らすことのできる環境づくり)

第11条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害、その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるとともに、子どもが自分自身を守る力を育むために必要な支援に努めます。

【解説】

- ・基本理念第3条第2項の「子どもが安心安全に暮らすことができること」に対する具体的取組内容を表します。
- ・子どもが心身ともに健康に成長していくうえで、不安なく安心した状態で生活できることが重要です。その環境づくりには、市や子どもが所属する学校等のみならず、地域社会においても求められることであり、市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者それぞれが、時には連携協力し合い取り組んでいく必要があります。
- ・市のみならず、子どもに関わる全ての人が、子どもが犯罪や交通事故、災害被害、有害や危険な環境から自分自身を守る力を育てるための指導や支援を行う必要があることを表します。

(子どもの相談)

第12条 市は、子ども及びその保護者の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な体制の強化に努めます。

2 市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会の確保に努めます。

3 市は、子どもからの相談を受けた場合は、本人の同意のもと、関係機関と協議及び連携し、適切に対応するものとします。ただし、生命及び身体等の保護のために必要な場合、又は子どもの健全な育成の推進のために特に必要がある場合には本人の同意を待たず大人の判断で適切に対応するものとします。

【解説】

- ・基本理念第3条第2項の「子どもが安心安全に暮らすことができること」に対する具体的取組内容を表します。
- ・子どもが安心安全に暮らすためには身体的被害を及ぼすもののみならず、精神的安定を保つための環境整備も重要です。
- ・大人の相談のみならず、子どもが不安なく安心した状態で生活できるよう、子どもからの相談にも応じ、問題解決を図ることが必要です。
- ・子どもの相談を受け、その内容により子どもの生命及び身体等に危害が及ぶ可能性がある場合には、子どもの同意の有無に関わらず、子どもの命が守られることを最優先に考慮し対応することを表します。

(子どもの居場所づくり)

第13条 市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、子どもが安全な環境で自分らしく安心して過ごすことができ、様々な遊びや体験とともに、子ども同士の交流をすることにより、心豊かな自己を育むことができる居場所づくりに努めます。

【解説】

- ・基本理念第3条第3項の「子どもが友達と交流し、楽しく遊び学べること」に対する具体的取組内容を表します。
- ・肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとて生きる上で不可欠であり、居場所がないことは人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。また、子どもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安心安全な環境の下、様々な年代の人との関わりを通して成長していくため、その環境整備に努めることを表します。
- ・居場所づくりには、子どもが置かれた状況や成長過程に応じて、子ども一人ひとりに合わせた支援や配慮を行う必要があることを表します。

(こども一人ひとりに応じた学びの環境づくり)

第14条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めます。

【解説】

- ・基本理念第3条第3項の「子どもが友達と交流し、楽しく遊び学べること」に対する具体的取組内容を表します。
- ・将来を担うこどもにとって学ぶことは、自己肯定感や自己実現につながり、社会性を育み、社会的活動を行うために不可欠なことあります。
- ・一人ひとりのこどもにとって、充実した学びの機会となるよう、心身の状況や成長過程、置かれている環境等に応じて、安心して学ぶことができるような環境づくりに努めることを表します。

(こどもの意見等の表明及び参加)

第15条 こどもは、家庭、地域及び市政に対して自分の意見を述べること及び意見を表明する機会に参加することができます。

【解説】

- ・基本理念第3条第4項の「子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できること」及び第3条第5項「子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと」に対する具体的取組内容を表します。
- ・こどもが意見を表明する機会を持つこと、及び意見を表明できることは、こどもの権利を尊重することと言えます。こどもの意見を取り入れることにより、意見を表明して良いということをこども自身が認識し、自分で考え方行動する大人になっていくと考えられます。また、こどもの自己効力感の向上やこどもが地域への愛着を育み、将来のまちを担う人へと成長していくことにつながると言えられます。

(こどもの意見等の表明及び参画する機会の確保)

第16条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもを個人として尊重し、こどもが自分の意見を述べることができ、また、意見を表明する機会及び役割を持ち参加することができるよう、こどもの発達段階に配慮しつつ、こどもの参画の機会を確保するものとします。

【解説】

- ・基本理念第3条第4項の「子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できること」及び第3条第5項「子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと」に対する具体的取組内容を表します。
- ・こどもが意見を表明することは自己効力感を高めることにつながります。
- ・まわりの大人はこどもが意見を表明できるよう、個々の心身や置かれている状況に応じ、その機会を確保するとともに、意見を尊重することが重要であると考えられます。

(子どもの意見の聴取)

第17条 市は、子どもに関わる施策に、子どもの意見を求めるよう努めます。

2 市は、聴取した子どもの意見を市の施策に反映するよう努めます。

【解説】

- ・基本理念第3条第4項の「子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できること」及び第3条第5項「子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと」に対する具体的取組内容を表します。
- ・市は、子どもの意見を尊重し、まちづくりに活かすため、子どもに関わる施策に子どもの意見を求めるよう努め、また市の施策に反映するよう努めることを表します。

第4章 子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組

(子どもの取組)

第18条 こどもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めるることができます。

2 こどもは、自分自身の心身及び個性を大切にし、自身の権利の保障を求めることができることと同時に他者の個性や権利も尊重し守るよう努めます。

【解説】

- ・子どもの取組を明らかにしています。
- ・子どもに権利があることは大人のみが知り理解するものではなく、子ども自身も理解し、自己や他者の権利を大事にし尊重することが重要であるため、子どもの役割として明文化したいと考えます。
- ・こどもたち自身が条例の基本理念を理解し、個性を受け入れ、思いやりを持って人と関わるよう努めることを表します。

(市の取組)

第19条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者と連携して、子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりに取り組みます。

2 市は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めます。

3 市は、子どもに関する保護者の相談並びに子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者の相談に応じ、支援し、必要に応じて協働で取り組みます。

【解説】

- ・市の取組を明らかにしています。

- ・市は子どもにやさしいまちづくりを発展させるため、その意識について全庁・全職員への定着に努めるとともに、保護者、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民、事業者と連携し、子どもの視点に立った取組を推進していきます。
- ・そのために必要な財政上の措置を講じ、実践していきます。
- ・市は子どもにやさしいまちづくりを地域全体に広げていくために、子どもに関係する者や団体等の相談に応じ、支援していきます。また、必要に応じて協働で取り組んでいくことを表します。

(保護者の取組)

第20条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であり、家族とともにその子どもにとって最も良いことは何かを考えて子どもを養育します。

2 保護者は必要に応じて、市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民に相談し、支援を求めます。

【解説】

- ・保護者の取組を明らかにしています。
- ・保護者は子どもの権利を守ることや、子どもを心身ともに健やかに育成することについての責任があり、子どもにとって最も良いことを考え養育していく必要があります。しかしながら、子どもを一人の個人として尊重し養育していくうえでは、うまくいかないことや共感してほしいことなど様々な問題に直面することが考えられますので、必要に応じて、市、子どもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民に相談し、支援を求めるできることを表します。

(子どもが育ち学ぶ施設及び団体の取組)

第21条 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる環境をつくるとともに、子どもが学び、体験や遊びを通じて健やかに育つことができる機会を確保します。

2 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもの発達に応じた必要な支援を行うよう努めます。

3 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。

4 子どもが育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが子どもの権利を理解し、他者の権利を尊重しながら生活することができるよう必要な指導及び支援に努めます。

【解説】

- ・子どもが育ち学ぶ施設及び団体の取組を明らかにしています。
- ・子どもが育ち学ぶ施設及び団体においては、子どもが長い時間を過ごすため、安全安心な環境であることが大前提であると考えます。
- ・その上で、子どもが様々な学びや多様な経験を通して、成長していくため、あらゆる機会の提供を行います。
- ・その際、子どもの特性や成長段階に応じて必要な支援を行うとともに、子どもの意見を取り入れ、子どもの主体性を尊重しながら活動できるよう支援していく必要があります。
- ・他者と交流することで自己及び他者への理解が深まると同時に、他者との関わりや他者の権利に

について学びます。様々な機会を通して、自己や他者の権利を尊重できるよう、必要な支援に努めることを表します。

(地域住民の取組)

第 22 条 地域住民は、こどもは地域の宝という認識のもと、こどもを地域全体で育てていくことを理解し、子どもの健やかな育ちのために協力し、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 地域住民は、市と共に地域でこどもを見守り、こどもが安全に安心して過ごすことのできる地域づくりに努めます。

3 地域住民は、地域における活動において、子どもの意見を尊重し、こどもが役割を持ち活き活きと参加できるよう努めます。

【解説】

- ・地域住民の取組を明らかにしています。
- ・子どもの健やかな育ちにとって、地域住民の関わりや温かい眼差しは子どもの成長に必要不可欠で、そのような経験の積み重ねは他者を思いやる気持ちを育み、大人になっても、大切に見守られ育てられた実感を持ち続けられると考えます。
- ・地域住民がこどもを大切にする気持ちや見守っていく姿勢により、こどもが安全に安心して過ごせる地域づくりを行うとともに、子どもの意見を取り入れながら地域活動を展開することで、子どもの主体性や子どもの自己有用感、または地域への愛着を育むことにつながると考えられるため、こどもが地域活動に参画できるよう努めることを表します。

(事業者の取組)

第 23 条 事業者は、こどもを養育する者が、子育てと仕事を両立することができるよう環境を整え、こどもに不利益が及ばないよう必要な配慮に努めます。

2 事業者は、こどもが地域社会との関わりをもって育つことの大切さを理解し、こどもが地域社会の一員として参加する機会をつくり、その支援に努めます。

【解説】

- ・事業者の取組を明らかにしています。
- ・事業者においても、子どもの権利を理解し、子どもの最善の利益を考慮しながら、事業活動を行うことが望まれます。
- ・雇用する立場にある者は、従業員等が養育者である場合には、こどもに不利益が及ばないよう、子育てと仕事の両立について配慮するように努めることを表します。
- ・こどももやがて地域社会の中で役割を担う一人の人間として成長していくよう、こどもが何らかの形で地域社会の一員として参画できる機会をつくることが望まれ、その支援に努めることを表します。

第5章 子どもにやさしいまちづくりに関する施策の推進

(子どもにやさしいまちづくりの推進体制)

第24条 市は、全庁挙げて子どもにやさしいまちづくりを推進していくため、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置し、こどもに直接関わりのある部署のみならず全部署が積極的に取り組む体制を構築します。

【解説】

- ・子どもにやさしいまちづくりはこれまで全庁挙げて取り組んでおり、市役所内における推進庁内連携会議において、方向性等についての合意形成や、諸課題に対する検討・協議及び進捗管理等を行っていくことを表します。

(子どもにやさしいまちづくりに関する普及啓発)

第25条 市は、こども、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者に対して、子どもにやさしいまちづくりの広報及び普及啓発に努めます。

【解説】

- ・市は、こども、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者に対し、子どもの権利や子どもにやさしいまちづくりについて周知し、普及啓発することを表します。

(子どもにやさしいまちづくりに関する計画の進行管理)

第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関する計画を、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議において進行管理するものとします。

【解説】

- ・子どもにやさしいまちづくりに関する計画（実行動計画）に基づく事業の進行状況等についてPDCAサイクルにおいて進行管理を行うことを表します。

第6章 雜則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めるものとします。